



8月1日(火)開始

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



おくやみコーナーを開設しました

申間市民課 ☎51-6756

ご家族がお亡くなりになると、市役所内でさまざまな手続きが必要となります。「おくやみコーナー」では、予約することにより申請書を事前に準備するなど、ご逝去に伴う市役所での手続きをお手伝いします。

利用・予約案内

開設時間 ①午前9時 ②午前10時30分 ③午後2時30分

ところ 市民課 おくやみコーナー

対象者 本市に住所があった人の遺族

持ち物 来庁予約日の前日(土・日曜日、休日を除く)に電話でお知らせします。

予約方法 希望日の3日前(土・日曜日、休日を除く)までに、電話または窓口で、希望する日時をお知らせください。

予約受付時間 午前8時30分～午後4時30分



おくやみコーナーでできること

書類の記入の負担を軽減します

亡くなられた人の基本情報を
印字した申請書をご用意します。



※手続きによっては自書などが必要な場合もあります。

主要な手続きをまとめて受け付けします

「おくやみコーナー」
だけで完了する手続き

- 国民年金
- 国民健康保険
- 後期高齢者医療制度
- 固定資産税
- 軽自動車税
- 介護保険

※その他の手続きがある場合は、職員が担当課へご案内します。詳しくは、お問い合わせください。



SDGs～持続可能な社会を目指して～ Vol.17

問政策財政課 ☎51-6712

市では、持続可能な社会を目指してSDGsの取り組みを進めています。今号では、世界共通の17のゴール(国際目標)のうち、ゴール16の達成に向けた市の取り組みや一人一人ができることなどを紹介します。



ゴール16 平和と公正をすべての人に

誰もが安心して暮らすためには、暴力や虐待のない平和な社会であることが求められます。しかし、世の中には、紛争やテロリズム、犯罪など、さまざまな暴力があります。暴力は、殴る、蹴るなどの身体的なものだけではなく、言葉などにより心を傷つけるものも含まれます。日本でも、子どもや高齢者、障がい者など、弱い立場の人への暴力や虐待が問題になっています。

年齢や性別、障がいの有無、人種や民族などによる差別や偏見は、あってはならないことです。すべての人が公平に社会に参加できるようになるためには、法律や政治により、すべての人が平等に守られる社会をつくっていくことが求められています。

ゴール16「平和と公正をすべての人に」では、誰もが法律や制度によって守られ、安心して暮らせる社会をつくることを目指しています。

達成に向けた市の取り組み

◆こども家庭相談窓口の設置

市の子育て世代親子支援センターでは、子どもに関する家庭全般の相談や、虐待の相談に応じています。また、「十和田市児童虐待防止マニュアル」を作成し子どもを虐待から守る取り組みを進めています。

一人一人ができること

◆平和と公正について話し合ってみる

誰もが安心して暮らせる社会をつくるためにはどうすればいいのか、家族や友達と話し合ってみる、多様な意見を知りましょう。